

雜 錄

英國製鋼業の割戻協定 (9月23日附在倫敦・帝國總領事代理佐藤三雄氏報告・海外商報第1021號抜萃) 英國産業が戦前より當面せる固有の經濟問題と大戰に基く幾多の障礙に加へ最近國內に於ては炭坑爭議の如き蹉跌に遭遇し内外市場に於ては外國産業の脅威を受け其結果英國産業は其回復の歩極めて遅々たるのみならず一部に於ては寧ろ沈滞の傾向にある事は既に周知の事實である就中英國産業に重要な地位を占むる農業、炭坑業、綿業、及鐵鋼業は戰禍、對外相場の不利、外國生産品の侵入等によつて最大の傷痍を受けて居る。此現場に對する措置としては内外の經濟的雰圍は個人主義を棄て、協同主義を採るの止むなきに至り之が顯然たる事實は歐洲大陸の商工業に看取せられると共に英國産業界に於ても其存立を期する以上此機運から免れ得ない事は明白である。前顯産業に之を窺ふも農業に於ても組合事業の方法により、生産物の分配及販賣をなさんとする傾向著しく又炭坑業も從來炭坑主が主として労働爭議に對し協同的行動をとりたるを更に擴張し市場の開拓並販賣方法に於ても協同的態度を示すに至り其準備に着手して居るが如き何れも此趨勢を辿るものに外ならぬ。上述の如く現代の經濟界に於て小商社時代は既に過ぎ産業にして強固安全を求むる限り事業體は一體として行動するの可能性がある組織を有する必要がある。此要は英國産業が殊に外國競争の脅威より浮べる成果であつて英國製鋼業者が9月1日より本稿割戻制を實施して内國消費に對する外國品の抑制を企圖した事も亦此一例に外ならない。

英國鐵鋼業の地位

1) 現状 英國鐵鋼業の推移及現状は次の各表によつて理解せらる。

(イ) 生産額統計 (本誌「鐵と鋼」第十三年八號雜欄のもの参照するを便とす)

	1913年			1927年		
	銑鐵	鋼塊及鑄鋼	月末作業中の銑鐵爐數	銑鐵	鋼塊及鑄鋼	月末作業中の銑鐵爐數
1913年月平均	T 855,000	T 638,600	—	1月 434,600	T 730,700	—
同				2月 571,100		—
總額	10,260,300	7,663,900	—	3月 671,800	826,800	—
1920年月平均	669,500	755,600	(年末)64	4月 680,000	949,600	—
1923年月平均	620,000	706,800	—	5月 720,100	850,100	—
1924年月平均	609,000	685,100	—	6月 651,300	884,600	—
1925年月平均	521,800	615,500	(年末)141	7月 645,900	747,300	—
1926年月平均	203,500	266,700	(年末)78	8月 596,100	687,100	174
					644,500	165

(ロ) 輸出入額

	輸 入 T	輸 出 T
1913 年	2,230,955	4,969,225
1925 "	2,719,715	3,731,096
1926 "	3,740,279	2,987,669

備考 (1) 1925 年輸入増加は大陸業者が爲替相場激減に伴ふ政府保護金により其原料品を安價に提供せるによる。
 (2) 1926 年數量に於て輸入超過を見たるは未曾有である (價格は輸出額の 50% に當る)

(ハ) 生産輸出入、價格の比較統計 (單位 , は 1,000 噸)

年 月	生 産 額				輸 入		輸 出		價格指數 (1913年=100)	
	銑	鐵	鋼		1925	1927	1925	1927	1925	1927
1	574.5	434.6	605.1	730.4	234.8	555.5	325.4	219.4	135.2	127.8
2	541.9	571.1	652.3	826.8	234.9	443.4	298.8	251.7	134.1	126.8
3	607.9	671.8	684.7	949.6	244.9	478.1	312.2	353.0	132.9	125.9
4	569.8	680.0	597.6	850.1	274.4	404.7	297.5	334.5	131.1	124.5
5	574.7	720.1	651.6	884.5	205.4	355.9	322.1	322.4	128.3	122.2
6	510.3	651.3	585.4	747.3	201.7	332.6	275.7	366.1	126.0	119.5
7	492.7	645.8	590.4	687.1	213.0	336.3	306.6	389.6	124.5	118.0
8	—	596.1	—	644.5	—	286.3	—	342.4	—	116.9

(ニ) 歐洲諸國生産額 (單位 , は 1,000 噸)

(比較の爲め英國生産額再掲)

	銑					鐵				
	佛	白	ルクセンブルク	獨	英	佛	白	ルクセンブルク	獨	英
1925年 月平均	694.7	208.4	193.8	827.2	521.8	608.0	197.7	171.1	999.2	615.5
1926年 月平均	770.2	278.7	209.8	790.7	203.5	687.6	276.6	184.0	1,011.9	296.7
1927年 1 月	792.0	311.3	224.0	1,042.8	434.6	662.6	307.6	192.2	1,287.4	730.7
" 2 月	704.8	287.9	204.4	951.4	571.1	617.9	292.1	181.2	1,213.3	826.8
" 3 月	788.1	309.3	226.1	1,068.4	671.8	692.6	309.6	199.7	1,392.3	949.6
" 4 月	761.5	301.9	220.9	1,035.0	680.0	669.6	296.2	202.7	1,267.7	850.1
" 5 月	781.4	313.7	233.8	1,111.6	720.1	700.4	313.5	206.8	1,356.1	884.6
" 6 月	734.6	297.2	220.2	1,050.4	651.3	661.1	296.9	199.9	1,306.6	747.8
" 7 月	756.7	314.5	221.6	1,091.1	645.8	666.0	309.1	199.7	1,339.9	687.1

(備考 此表本誌鐵と鋼本年第九號雜欄對照を便とす)

英國製鋼業は 1926 年中炭坑爭議の爲め殆ど休止状態を呈し生産に於て過去 30 年間の最低額を示し且 1927 年春季の生産額増加も主として炭坑爭議中停滞した作業の餘映に歸すべきも爾後生産額の減少を見たとは云へ 7 月の生産額は 1925 年同期に比し著しき増加であり又 8 月の生産額は本年中最小額であるが之は夏期休暇の事實に基因し而も 8 月の生産額としては近年の最高額である。又輸出に於

ても本年度は 1925 年度より高率を維持し 8 月の係数は減少を見たが尙 34 萬噸を超過して居る。更に輸入に於て本年度第 1/4 半期が年額 600 萬噸の先例なき高率を示して居る事は主として炭坑爭議中の海外註文品が該季中輸入せられた結果と推し得べきも鐵鋼業が作業再開後相當の時日を経過せる 6 月、7 月中も尙年額 400 萬噸の高率、換言せば炭坑爭議直前の輸入率より 30% 高、1913 年度より 80% 高を示し次で 8 月に於ても輸入額 286,300 噸に及び 1926 年 7 月 (270,900 噸) 以後の最低額たるに過ぎぬ。次に價格に就て見るに 7 月中一般物價は 1913 年に比し 41.1% 高に拘らず鐵及鋼の指數は僅に 18% 高である。如上の事實は製鋼生産品の内國消費が今日に於て戦前又は 2 年前より高く然も其消費の大部分は之を輸入に仰いで居る現状を示すに外ならぬ。従て英國鐵鋼業殊に製鋼業の問題は大陸生産品の供給を制壓して内國貿易の比率を増大すると共に輸入貿易を振興する事である。

(註) 8 月中總輸出額は 342,400 噸 其主要品は次の如し。

Galvanised Sheets 32,500 噸、Rail 44,300 噸、以上は主として印度及錫蘭(2 萬噸)亞爾然丁(1 萬 400 噸)行である。

Tinplates and Sheets 32,500 噸、Pig Iron 24,000 噸、Steel Bars rods, Angles 23,600 噸。

8 月中輸入額 286,300 噸にして其主要品は次の如し。

Pig Iron 31,400 噸、Sheet and Tinplate Bars 48,300 噸、Steel Bars, rods, Shapes etc 26,800 噸、Hoopes and Strips 9,700 噸、Plates and Sheets 18,500 噸。

2) 競争國の狀況 英國商務省統計に據れば本年(1927 年)上半期の輸入鐵鋼品國別統計は白耳義 52% 佛國 17% 獨國 11% 其他の次順であつて白耳義、佛蘭西 2 國が英國に對する最大輸出國たる事を示して居るが以上の比率表は白耳義よりの輸入率を是正して觀察する要がある。何となれば佛國品より來る競走が最甚なる事は、英國製鋼業者の痛感する所であり且商務省統計はアントワープ徑由大陸品を多くの場合白耳義に歸し事實に於て此等の製品は佛國又は獨逸を原産地として居るからである。大陸諸國一般が其生産品の英國輸出を可能ならしむる利點が賃金及び公課諸費の低廉、長時間勞働、内國市場に對する保護政策等に存する事は茲に説くを要しない而も之に加ふるに大陸製産業者は外國輸出に於て屢々ダンピングを行つて居る例へば現在自國品 No. 3. Foundry Iron の價格は内國噸 610 法(即ち 70 志)に對しアントワープ、F. O. B. 65 志であり更に需要量によつて價格遞減の便法を供して居る。更に佛國の場合其競走の一因は對外爲替の不安定によつて強調せられて居る。今日法貨は一時的安定を見て居るが妥當なる安定期の到來又は其到來の場合法價格の増減豫想は之を推知する事不可能であり従て佛國製産業者は先物賣買を嫌厭し、非經濟的價格に於て早期受渡の賣買をなす所以である。更に他の一因は時に低廉價格が必然損失を齎すに拘らず、其措置に出でる事は佛國當業者が國際製鋼カルテルの配當生産比率に達せざる場合賠償を取得する事實に存する。

白耳義の場合に於ても其輸出關係の主因は白國法が佛貨價格に順應する作用によつて支持せられるからである。以上の如き歐洲大陸の狀況に於て英國製鋼業者が之に對抗する爲めには必然價格の問題

を考究せざるを得ぬ従て價格（生産費）並其要素たる賃銀に於て有利條件が内外に存在して居るから次に一瞥する要が生ずる。

3) 價格の問題 輸入係数が英國製鋼業に示唆する點は單に需要を外國原料品から内國生産品へ轉化せしむる事であり。従て價格の問題が其關鍵なる事は既に述べた而して英國に於ける鐵鋼品の價格は一般物價指數の増加率に劣り僅戦前の 20% 高以下であるから少くとも最低價格と稱すべく従て問題は寧ろ大陸品の價格に於て漸騰の可能性あるや否やを觀る事に存する。

歐洲大陸の鐵鋼業に最要の地位を占むる國際製鋼カルテルは生産制限の作用より一步を進めてシンジケート組織により個別的生産— Girders, Plates, etc.—の制定並比率、價格の一定を計り以て其發展を期するに決し各關係國當事者間に其準備協商が行はれ當事者は其成立及實施の可及的速かなる事を希望して居るが其の成果の一は價格の上騰を傳へられる。獨逸は英國鐵鋼業にとつて最大の競走國でないが、歐洲製鋼カルテルの主要構成員なる關係上之を輕視し得ない、獨逸政府は使用者側の抗議を排し最近法令を發してルール占領後廢止された 1 日 8 時間制を來年 (1928年) 1 月 1 日より全産業に施行するに至つた。他方労働者は 8 時間制が經濟的合理作用なる事を主張すると共に労働時間短縮によつて危懼せらるゝ賃銀の減少に對し賠償賃銀乃至賃銀率の増加を要求する報が傳へられて居る又國際製鋼カルテルの現状が獨逸の負擔によつて佛國品の輸出を助成する結果を招き之が改善の要は獨逸の焦慮する處であつて従てカルテルの新協商の結果はともあれ獨逸に於ける生産費の増加は不可避の傾向に察せられる。更に經濟的自然作用は徐に法の對外及對内價值を均等にし其結果佛白兩國生産品の輸出價格を漸増せしめる事が豫想せられる。従て大陸品の價格が上昇の傾向にありとする一般の期待は妥當なる觀察と看るべきであらう。

4) 賃銀の問題(労働狀況) 最近の労働者統計に據れば英國鐵鋼業に従ふ被保險労働者數 218,000 人内失業者 38,400 人即ち 18% である此失業率は炭坑業、造船業、鋳力製造業に次ぎ且産業の平均失業率の約 2 倍に相當する。殊に注目すべきは鋳力製造業が鐵鋼業に密接な關係を有する事並に 1924—6 年の 3 ヶ年間従業者約 2 萬 4,000 人が他の産業の被保險労働者に轉業した事象である。

英國鐵鋼業労働者の平均賃銀 1 週 64 志即ち戦前より 70 乃至 80% の増加であるが此高額は主として使用者の讓歩により賃銀規定の常則によらず生活費 (Subsistence Wage) の形式を以て下級労働者に高額の支給をして居る事實に歸する。

賃金の調整は一般に鐵鋼業特有の制度即ち生産品平均賣價の變動に伴ふて定期的に賃銀率の變更を齎す協定に従て行はれる。此價格(賣價)は各地方、普通 2、3 ヶ月毎に使用者労働者が共同に選抜した會計員によつて確認せられ又價格の變動に伴ひ賃銀の基礎率に加へらるゝ増加率は價格と賃銀との一定關係に従て調整せられ更に基礎賃銀率に於ても亦時々相互協定によつて改正せらる。此事實は長期に亙る賃銀の標準比較の作成を難からしむるが次表は基礎賃銀率が變化が著しからず又其變動も戦前の基礎率に對する増加率を認めらるゝ地方を摘出し該地方に於ける増加率の比較表示である。

従業及地方別		基礎率に加へられたる比率		
		1914年7月	1927年9月	
クリーブランド 鋸鑛爐労働者	熟練工 其他	23.75	85.0	基礎率の増加を含む 同
		23.75	140.0	
英蘭北部	Iron Puddlers Milmen	減 2.5乃至 同 5.0	34.5乃至 37.0	
		減 5.0	42.5	
ミッドランド		減 5.0	42.5	
英蘭北部スコットランド等	Steel Melters	減13.75乃至 増11.25	1.25乃至 23.75	
サウスウエルス	製鋼業労働者	27.75	49.0	

即増加率は Steel Melter に於て 10% クリーブランドの鋸鑛爐夫に於て 90% を示すが如く労働の種類によりて著しく異なるが、上表はクリーブランドの労働者を除いて他は單に高銀を得て居る熟練労働者を示すに過ぎぬ缺點がある。前述の通各地方に特別の協定が行はれて居るが其現行賃銀を示せば次の如くである。

クリーブランド 熔鑛爐	英蘭北部 Melting	Steel Rolling等	ミッドランド Steel Rolling	スコットランド Steel Rolling	サウスウエルス Steel Rolling	サウス・ウエスト・ウ エルス Semens Stele
毎週 53 志 (7交替)	毎週 49 志	毎週 39志6片	毎週 44志9片	毎週 39志10片	毎週 45 志	

(備考 此表は一般に交替職工に適用せらる、又 1 週拂を受くる労働者は場合により上表より稍々低額を受けて居る)

以上賃銀と比較の爲他の産業又は事業の不熟練労働者の銀賃を例示すれば次の通りである。

機械工業	造船工業	炭坑業	建築業	鐵道(運搬夫)	公 吏
39s-45s6d	37s6d-38s6d	32s-46s9d	55s7d-(平均)	45s及47s	53s5d-(平均)

上述の如き鐵鋼業に於ける賃銀の現況から推して賃銀の將來に減少を期待する事は至難と謂はねばならぬ。何となれば労働者は條件の改善、生産品價格の騰貴に基く利益の均霑を確認されて居るのみならず最近の實例は使用者がスライディング・スケールの賃銀協定によつて保證された減額の實施を空文に終らしむる事を許容して居るからである。

註 英國労働省報 Ministry of Labour Gazette 7 月 號によれば、金屬工業の全般に對する週平均賃銀は男子 54s8d、女子 25s3d 平均 51s7d であつて其賃銀は老幼熟練不熟練工を含む平均表である。

又獨逸労働省の機關紙たる Reichsarbeits blatt は同國內主要金屬工業 12 社の賃銀表を掲載して居る彼是對照の爲之を表示すれば次の通である。尤も次表は成年男工週平均賃銀表であつて此點比較に取捨を要する。

	1913年 (金マーク)	1926年 (ライスマーク)	1927年 (ライスマーク)
熟練工	36.92	46.00	48.10
不熟練工	23.55	31.12	33.61

割戻協定

英國製鋼業者 28 社が 9 月 1 日公表實施した割戻協定の成立事情、目的及内容は其公表全文によつて窺知せられるから以下全文を譯出する。文中小標題を附したのは便宜の爲めである。

成立事情：—英國のヘビー・スチール工業は殆ど例外なく大戦終了以後最大の困難と苦闘して居る。就中困難の最大なるものは外國競争から來る不斷の壓迫であつて此等の外國産業は長時間勞働賃銀の低廉、政府の産業補助金、殊に輸出奨勵の補助金、鐵道運賃の低廉、僅少の社會的經費、諸税公課の低率、對外貨幣價格の下落に幫助せられて居るのである。反之英國鐵鋼業者は高率の生活費、其結果として高率の賃銀並作業に比し短少の勞働時間に當面すると共に増大せる運賃及社會的經費（後者は 1913 年に比し 230%以上の増加である）に對して居る。従て次表の如き鐵及鋼の英國輸入が迅速に増大して居る事實は如上の差異點から來る現象である。

1923年	1924年	1925年	1926年
14,000,000磅	£2,000,000	25,000,000	29,000,000

斯くして 1927 年中には輸入抑制を爲さざる限り容易に 50,000,000 磅の高額に達すべく又次の係數は此豫想を示して餘りがある。

月 平 均 輸 入 量			
	1913年	1927年	
プレート	14,123 志	27,642 志	
セクション	11,133	34,626	
ジョイスト	9,083	21,351	

英國スチール貿易の此損失は延いて炭坑、コークス業、熔鑄爐、製鐵所、製鋼諸事業の休止を齎し従て亦少くとも 10 萬を超ゆる従業員の失業、其熟練並能率の喪失を見るのである。

製鋼業者は敢て其産業が國防及産業の兩見地から最要のものと自負せざるも尙英國の基礎産業の一なるを思ひ其産業をして健全に且國家の要求に適應し得べき規模に於て之を存続する事の絶対に必要なるを信じて居る。

製鋼業者は兩度政府に對し外國の不當競争に對する爲産業保護法に基く援助を求めたるが政府は本産業の事情を諒としつゝ、政略に匿れて要望を拒絶した。於茲本協定の製鋼業者は多大の犠牲を忍で割戻の提供を行ふに至つたのである。

目的：— 割戻の目的は英國消費者を鼓舞し其購買を英國勞働者の生産する英國原料品に限定するに存し而も其結果は製鋼業者消費者に互惠作用を齎し従て生産を増加し鐵鋼事業は全能力の活動を發揮するに近づくべし延いて英國鐵鋼業は再び繁榮に赴くと同時に英國内の産業状態一般亦改善するに至るは明瞭である。

内容：— 大不列顛、北愛蘭、愛蘭自由國內のステイール消費者に對して提供する割戻制の内容は次の如くである。9 月 1 日及其以後本協定の條件に従ひ該期日以後商人を経ると直接なるとを問はず販賣者たらざる消費者に對し受渡される下記品目に就て割戻を行ふ。

割戻の率はジョイスト噸に付 7 志 6 片次記品噸に付き 5 志とす。

Ordinary quality Steel plates for all purposes (including Welding and Flanging quality, it not for Boilers)

3-16 in. thick and up;

Ordinary quality Steel Sections: angles, Bulbtees, Plain Bulbs- Red bars, joists (all size,) rounds;

Squares, Hexagons (3 in and up); flats (over 5 in. Wide)

消費者が商人より購入し本協定加入製造業者工場の一から直接受渡された場合割戻は消費者に対し支拂はれ消費者は直接製造業者に之を請求する。

割戻は認定の仕入商人以外の商人に対しては仕入器に付之を行ふ。商人より原料品を購入し割戻の請求をする。消費者は製造者の發給するインボイスの番號日附を舉示し其原産を證明する必要がある。消費者は以上の事項を商人より知り得べきである。

ジ。イストに付ては割戻協定に加入する消費者及仕入商人に対し次の特別附加割戻の便がある。即ち購買者が7日1仕入書に於て1セクション20噸以上、ストックレンズ品(換言せば equal feet out to a margin of 2 inches Over and Under; or 4 in Over and Nothing Under) の格付なきプレーン・ジ。イスト(格付は特別規則に従て貨物に記されて居る)を契約又は注文する場合1噸に付1志の割戻51噸及其以上の場合、1噸に付1志6片の附加割戻即合計1噸に付2志6片。100噸及其以上の場合1噸に付2志6片合計5志の割戻を行ふ。

割戻は本協定加入製造業者の1より其取引先に對し受渡済現實重量に従ひ支拂はれる。但し製造業との當該契約の條件が消費者によつて履行される事を必要とする。

割戻の支拂期日は貨物受渡後第4ヶ月であり、且其前月中受渡された原料品に對する消費者の債務完済後である。割戻の支拂は常に當該期間の第1ヶ月中行はれた受渡しで爲される。消費者は噸數を表示するインボイス(D)の書式に於て割戻請求書を賣渡人に呈示し、且附屬書式(C)に本協定加入製造業者以外の者より記載原料品を購入又は受領せざりし事(期日以前の購入に對する受渡しを除く)を申告する。而して上記請求は本協定の條件に適合する場合に於て支拂はれる。消費者が月割の請求をなさず又は爾後6ヶ月内に申告の署名なき場合、該請求は支拂はれない。消費者は受渡原料品の契約價格に對し割戻の請求をなすを得ない。又割戻協定の繼續中何時にても消費者が本協定加入製造業者以外より規定原料品の1を購入又は受領した場合(期日以前の購買に對する受渡しを除く)以上消費者は本協定加入製造業者との契約により受渡済又は受渡さるべき原料品に付て割戻を受ける資格を失ふ。

事情により本割戻協定が廢止せられた場合(其場合には書面にて豫告せらるゝ筈である)支拂期にあるか又は支拂ふべき割戻は遲滯なく消費者に支拂はれ又賣買の未了部分に關する割戻は原料品が現實に受渡され決済せられた後支拂はれる。事情により消費者が割戻協定から脱退する場合消費者は書面を以て、本協定加入製造業者の1に6ヶ月の豫告を爲す。此場合該消費者との割戻協定は豫告の期限満了と共に終了する。其賣買の未済部分に關する割戻は以上の豫告なかりし場合と同様に支拂はれる。但し脱退の豫告は本協定聲明の日より6ヶ月を経ざる迄之を爲すを得ない。

製造業者の割戻支拂義務は該製造業者によつて行はれた買賣に基く受渡の範圍を超へないのである。

協定加入製造業者名

Appleby Iron Co., Ltd.	Barrow Hematite Steel Co., Ltd.
Wm, Beardmore and Co., Ltd.	Bolckow, Vaughan and Co., Ltd.
Cargo Freet Iron Co., Ltd.	David Colville and Sons, Ltd.
Consett Iron Co., Ltd.	Dorman, Long, and Co., Ltd.
Jas, Dunlop and Co., Ltd.	The Earl of Dudley's Round Oak Works, Ltd.
Frodingham Iron and Steel Co., Ltd.	Guest, Keen, and Nettlefolds, Ltd.
Robert Heath and Low Moor, Ltd.	Alfred Hickman.
The Lanarkshire Steel Co., Ltd.	Lilleshall Co., Ltd.
Palmers Shipbuilding and Iron Co., Ltd.	Park Gate Iron and Steel Co., Ltd.
Partington Steel and Iron Co., Ltd.	Patent Shaft and Axletree Co., Ltd.
Pease and Partners, Ltd. (Skinningrove Works)	
Port Talbot Steel Co., Ltd.	Redheugh Iron And Steel Co., Ltd.
Shelton Iron, Steel and Coal Co., Ltd.	South Durham Steel and Iron Co., Ltd.
The Steel Company of Scotland, Ltd.	Stewarts and Lloyds, Ltd.
Samuel Tyzack and Co., Ltd.	

協定に對する觀察

(1) 一般 英國産業が多難の現状を打開する方策として合同又は協同運動に趨く傾向は明に不可避の推移であつて其方策の利便は既に産業の各方面に實證せられ且産業が財政的及産業的に多大の効果を收むる爲には他に良方途なき事は衆知の論である。協定公表の9月1日タイムスは其社説に於て鐵鋼業の苦境を敷衍叙述したる該協定を「英國の繁榮に死活する一産業の衰微を抑止すべき自動的努力」として推賞し協定の表明する精神を一步進めて尙一層の協同政策に出でる事を切望して居り其他言論を通じ殆ど同工の見解が披瀝されて居る事は一般の定論を表示して居るものと謂はねばならぬ。更に財政商業産業各方面も協定を歓迎し之が各般に及ぼす好影響を期待し居り而も割戻制は既に海運會社間に良好の先例あるに顧み製鋼業は重ねて政府に保護の申請をなすと共に海外販路開拓及宣傳に努力する風説あり。此等にして實現する際には製鋼業は一層活躍を見るべく從て關係事業、一般産業の復活を齎すものと觀測し協定支持の意見が汎く表示されて居る。

(註) 之を數字上表示すれば次の通りである

鐵鋼業者の主張する如く英國スチール生産が 5,000 萬磅増加せば此取得の循環は國內貿易全般を大に濕すべく以上スチール生産の爲め國內石炭の需要は20萬噸の増加を見るべく英國鐵道は外國原料品 5 萬噸の代りに少くとも鐵鋼業生産品、石炭 25 萬噸の増加運送に従事する事になる。更に失業者 10 萬人の就業は從來其失業によつて一般社會が直接に負擔する失業者及其家族の生活費年額 800 萬磅を節約するのみならず就業によつて約 2,000 萬磅の賃銀年額の取得を齎す事になる。從て此等の増加取得が生産一般に及ぼす好影響は言を俟たぬとする。

(註) Welsh Steel and Tinplate Makers Association は同一の割戻制採用を計畫して居る。

(註) 例へばシェフィールド商業會議所は海外に英國製鋼品の見本市開催を計畫して居る。

(2) 消費者の觀察 協定實施の結果需要者が内國原料品を消費する場合註文及受渡に付て確實と容

易との便があるのみならず品質の完全を確保する利がある。

従來外國原料品は英國品に比し劣り其品質は高級にして分析試験を通過するに足るも屢々規格等正確を缺き而も不良原料品を其製造者に返却するを得ず。又原料品の受渡は通常商人を経るのであつて之を直接製造所に仰ぎ得ざる不便がある。内國消費者は以上の如く利便を擧げて内國品の消費に賛意を示して居るが主要消費者たる造船業、機械工業関係者は大體に於て協定の精神が其趣旨に好感を表すると共に其效果に就て次の如き觀察をして居る。造船業に於て一致して協定に参加する場合には全般的効果としてシート・プレート價格に噸5志、セクション價格に噸7志6片の減價を得べく従て噸價に減少が行はれるが此理論が事實行はれるかは別論である。又個々の當業者が協定の便益を享受するに稍々困難な條件の存在する事を否む事は出来ぬ。一般に需要の内國製鋼業者に限定する事は不可能なる限り切望に堪へざるも緊急の要に際し少量の原料品を大陸より得たる結果、大量の内國原料品に對する減價を失ふは事業上大なる不便である。又機械工業、土木工業関係業者も略々之と同様の批評を爲して居るが此等の事業者は何れも可及的外國關係を縮小して其消費原料品を英國製鋼業に俟つ方針を採るべき事を聲明して居る。

(3) 協定に對する批難 割戻協定の發表は一般に好評を以て迎へられたる事既述の如くなるが本協定を目して協同の一階梯とする言に既に蜀望の嘆を藏し、且經濟競争が主として價格の競争なる限り本協定の内容に對し亦是非の批判を免れざる事は言を俟たず。

一部に就ては英國鐵鋼業に對し (1) 其大部分の經濟的成立難 (2) 軍需品需要に刺戟せられたる過剰生産が維持の不要 (3) 大陸に比し過高なる勞働改正の急務等を高調し鐵鋼業の復活は新賃銀協定の制定又は合同若は聯合政策にありとし本協定の價值を否定する論がある。然し茲に述ぶべきは割戻協定の目的及内容に對する批難換言せば主義上一般の支持を得たる本協定が實際益として成果を得るの可能性あるやの問題であつて此觀察を略述すれば次の如きものがある。(イ) 協定の疑點 協定参加の製鋼業者は協定の目的に反し經濟的原則に支配せられ Ingot, Sheet bar, Billet, Tube Strip 等の外國 Steel を輸入して居る疑がある。此批難に對し Associated Heavy Steel Makers は 9月16日に次の聲明を發表した割戻制に参加せる製造業者が割戻原料品の生産に付外國 Steel を使用せるやの疑に付本會は協定製造業者の工場に於て生産する前記原料品が全部英國から生産せられて居る事實を保證する。購買原料品には其個別的保證を欲する場合購買者は關係製造業者から之を得る事が出来る。

次に協定は輸出の爲めに購買せらるゝ原料に割戻制の適用なき事を定めて居る。此意味は外國取引先に原料品として販賣する爲めに購買せらるゝ原料品にのみ適用なきを謂ふか又は原料品として購買し輸出向製品に仕上らるゝ原料品をも包含するかは疑の餘地がある。

従て消費者の立場より協定に参加する場合困難を生ずるべく例へばリンコルンの Ruston & Hornsby 社の如きは各種の農工業用品自動車及部分品を製造し其大部分は海外に赴き僅かに 1/5 が國內に消費せられ而も其製品を内外市場別に截然區劃する事は不可能であるから此事情によつて協定加入

を言明して居る。(ロ)協定の効果に對する疑點 協定の適用を受くる原料品目の寡少なる事は消費者殊に造船業者の遺憾とする點であり又協定參加の製鋼業者の小數なる事も地方に於て其効果を危む處である(例へばシェフィールドに於ては同地方の主要會社 Cammell Laird, John Brown, Firth, Brown Bayley, Hadfields 等が包含されて居ない)。

更に協定の主張せる輸入阻止の點より見るに協定製鋼業者は1927年度に於て 5,000 萬磅の輸入額を豫定して居る。然るに1927年度平均輸入月額 83,619 噸 (プレートセクション、ジョイスト) 即年額 100 萬噸其價格最高 7 磅としても年 700 萬磅である。割戻制が全効果を収め大陸輸入のプレートセクション、ジョイスを阻止する場合尙大陸より其他の原料品 4,300 萬磅の輸入ありとしなければならぬ。従て輸入に關する限り本協定の効果は僅少の部分をお占むるに止り英國製鋼業者は明に輸入の大部をお占むる半製原料品の抑止に對し努力を惜む事を語るものであつて然も大陸諸國が報復的手段を採る場合一般消費者並當業者は豫期以外の損失を負ふに至るとする批難がある。(ハ)價格に對する批難 産業問題の鍵關が價格に存し従て本協定の樞軸亦此に在るは縷説した處である従て割戻制を享ける原料品の價格が大陸價格に拮抗し得るやは最要の問題である。現在大陸港から英國購買者に至る受渡費噸 20 志と假定せば英國及大陸價格の差は 1 噸に付 25 志乃至 40 志であつて割戻率は噸 5 志乃至 12 志 6 片であるから其差額は尙多大である。消費者製造者共に内外に於ける經濟競走に堪へる爲には安價な原料品市場を求むる事は自然の數である。海運業が割戻制を實施して成功を見た所以は競走會社に比し同一乃至低廉率を以て之に處したからであつた。従て本協定の効果は之を期待すべきに非ずとする論が生ずる。大陸及英國品價格に相當のひらきの存する現状は多くの當業者をして本協定の效果に杞憂を抱かしむる點であり又従て鐵鋼業に對し一層の讓歩を切望せしむる所以である。

然し此希望に對し Associated Heavy Steel Makers は 9 月 14 日の會合に於て内國及輸出價格に變更なき旨の決議をして居る。更に又本協定の効果を過信し、製鋼業が外國品を驅逐したる後モノポリを敷き價格引上の危險があるとする論がある。然し英國の Steel 市場から外國競走が除去せらるる事は不可能事であり又英國製鋼業者間に絶へず競走の存する事も確實であるから上述の論は杞憂と言はねばならぬ。(ニ)協定履行の困難 協定に基く割戻の利益を享受する爲め加入消費者が執るべき條件の履行乃至手續の煩雜又は困難は既に「消費者の觀察」の項に於て一斑を示し協定内容を一讀して直に了解する處であつて此等の條件を簡易にする事は生産品の一般減價問題と共に關係業者消費者の切望して居る處である。

英國鐵力業の現状 (10 月 10 日附在英、松山大使館商務參事官報告、海外商報第 1023 號)

英國鐵力業の中心地たる南ウエールスは今より 30 年前米國が鐵力業に手を染めざりし當時に於ては殆ど世界斯業の霸權を握りつゝありしが米國に於ける斯業の發達と共に南ウエールスは漸次衰運に傾き 1913 年に於ては其産額米國の 823,719 噸に對し尙 822,500 噸即ち略々均等の産額を保ちたりしが 1925 年に至り米國の産額は 1,657,795 噸即ち 2 倍額に劇増せるに對し南ウエールスの産額は 69

5,320 噸に過ぎず。勿論米國が斯の如く異常の發展を見るに至りしは同國に於ける罐詰製造業の顯著なる發達ありし爲なるが斯業の發達は單に米國に止らず従前ウェールズに其供給を仰ぎつゝありし歐洲諸國すら各自國內に其工場を開設するに至り其産額は逐次累進の狀勢にあり。此等外國に於ける競争力の發達は南ウェールズ鐵力市場に非常なる不況を齎すに至り 1925 年末の如き其最甚しきものありしが是鐵力原料たる銅片が歐大陸より安價に輸入され隨て鐵力市價の激落を見るに至れるが爲なり。抑も輸入原料は數年來 1 噸に付英國製銅片よりも 20 志以上の安値を以て販賣せられつゝありしが南ウェールズの鐵力製造會社の 80—85 % は製鋼會社の經營に係るを以て夫等會社は外國品の安價なる事を認めつゝも尙且英國製の銅片を使用するの餘儀なき事情の下に在りされど製鋼會社と關係なき鐵力製造會社は遠慮なく安價の外國製原料を使用せるを以てウェールズ鐵力の市場價格は竟に夫等輸入原料より製造せられたる鐵力の價格により左右せらるゝ傾向を馴致するに至れり。上の如き事情となりしを以て鐵力製造業者は此危機に對處する爲め再びプール政策を採用するに決したるが此プールは要するに生産制限に依り市況の恢復を企圖せんとするにありしプール所屬の會社は毎週木曜日其生産額の明細をプール當局に報告し當局は其集計表を作成して各社生産割當額を定め之を所屬會社に配付する事となし來れり。此計畫は斯業者間に比較的善く遵奉せられ其成績寧ろ見るべきものありしが外國原料を使用する場合は英國製品を使用するよりも其生産費隨て販賣價格を低廉ならしむるものあるを以て自然前者に對し注文の増加を來すに至るが爲假令超過生産額に對し料金を仕拂ふとも優に其失費を償ふて餘りあるものあり隨つて外國品使用の一部少數當業者中にはプール加盟が料金を仕拂ふ外何等利益を齎らざるを悟り寧ろ機を見て脱退を試みんとするものあるに至れり。プールが以上の如き結果を招くに至れるは生産制限超過に對する料金の低額に過ぎたる爲なるが兎に角プールの成績斯の如く、斯業は引續き不況を續け本年初頭に於ける鐵力生産額は割當能力の 90 % なりしが 8 月に於ては殆ど 50 % に激減するに至り當業者は何れも皆プールに對し倦怠の情を催し退會を申出る者頻々相次ぐに至り殆どプール自體崩潰の危機に迫りしを以て協議の上遂に其解散を執行するに至れり、されど鐵力需要の低落は今尙停止する所なく價格も亦漸次軟弱を呈しつゝあり生産調節が斯業に取て最緊切なる時期たるに係らず之が解體を見るに至れるは斯業の爲甚だ惜しむべき事にして今や當業者は各自注文奪取の策に暇なく却て卸商の乗ずる所となり其操縦に甘んじつゝあるの現状なれば何等適實の方策を講ぜらるゝにあらざれば斯業將來の甚だ憂ふべきものありとは多數營業者の感じつゝある所なるが如し。

盤谷、亞鉛引鐵板市況 (10 月 18 日附在盤谷・郡司領事報告・海外商報第 1032 號) 需要狀況 當地に於ける亞鉛引鐵板は屋根(波形及平共)及塀垣(主として波形)等を使用せらるゝもの最多し最近迄英國のものを主とし次には獨逸もの輸入せられたるも昨年頃よりは日本もの幾分輸入せらるゝに至り最近に至りては數字は不明なるも激増せる模様なり。日本ものは品質に於ては到底歐洲ものに及ばざるも圓貨の爲替關係が日本商品輸入に便なる爲値段の點に於て格安となり垣塀用等としては日

本もの最歡迎せらるゝに至れり。之が爲め歐洲ものを主として輸入する向は當地に於て日本ものを混合するパッケージを造替へ地方行とするもの多し。

需要寸法及其市價 波形亞鉛引鐵板は 5 呎乃至 8 呎寸法のものを普通とし之が卸市價次の如し。

5 呎もの 1 枚に付き	76 仙	6 呎もの 1 枚に付き	88 仙
7 呎もの "	1 銖 6 仙	8 呎もの "	1 銖 19 仙

以上は日本ものゝ相場なるが歐洲品は之より 1 箱に付大略 4 銖前後高し。

又小賣相場は卸値より約 10 % 掛とす例へば 7 呎以下のもの 1 箱 60 銖 30 仙、8 呎以下のもの 同 70 銖 35 仙を唱ふるものあり。

亞鉛引鐵板(平及波形)の盤谷港輸入額

仕 向 地	佛曆 2467 年		佛曆 2168 年		佛曆 2469 年	
	數量 (kg)	價格 (銖)	數量 (kg)	價格 (銖)	數量 (kg)	價格 (銖)
新 嘉 坡	1,317,733	380,226	587,786	164,587	1,244,308	331,544
英 國	7,472,652	2,374,798	7,261,497	2,023,803	9,205,976	2,627,308
米 國	4,057	1,431	81,744	23,424	160,187	47,869
白 耳 義	33,320	10,794	54,900	11,000	1,109	182
獨 逸	198,819	65,593	632,782	187,173	283,995	69,086
佛 蘭 西	329,903	104,619	—	—	—	—
和 蘭	2,242	495	—	—	—	—
蘭 領 印 度	380	212	—	—	—	—
錫 蘭	—	—	—	—	68	34
丁 抹	—	—	—	—	724	187
日 本	—	—	—	—	283,301	79,667
計	9,359,016	2,936,168	8,618,709	2,409,987	11,179,668	3,155,877

斯品取扱商は邦人としては三井物産會社のみなるが其他次記のものを主とす。

Couper Johnston & CO. Bush I ane; Bany Kok Anglo Sian Corporation Ltd. Sphay,,-Barrow
Brown & Co; Ban Moh,,-(以上英會社)

B. Grimm & Co. Som Yot.,-(以上獨會社)

博山耐火粘土輸出狀況 (11 月 14 日附在博山、佐々木出張所主任報告・海外商報第 1032 號)

當地產耐火粘土は品質優良にして滿洲復縣産に勝る事數等なるも本邦への輸出は運賃諸掛多く商品として競争出來ざりし爲我軍政時代より運賃 30 % の特典を與へ之が輸出を奨勵せし結果漸次本邦に於ける需要を喚起し就中蠟石 (35 番以上) 青石 (34 番以上) の 2 種最歡迎せらるゝに至り目下は品川白煉瓦會社、釜石鑛山會社、室蘭製鋼所、八幡製鐵所、三池炭鑛、黑崎窯業會社、等に需要せられ年額 3,000 噸(價格約 9,000 元) 以上の注文を見るに至れり。然るに省當局は軍費捻出の爲 1 昨年 1 噸に付 6 元 50 仙餘の勞兵費を徴せるを以て本邦行輸出杜絶の狀態なりしが昨年漸く勞兵費免除せられ爾來本邦行も漸次増加し本年の如きは 10 月末迄に既に 4,000 噸を積出せり。今博山驛の調査による大正 14 年 15 年及本年 1 月以降の積出數次の如し。

大正14年 3,500噸 價額 9,625元 大正15年 1,405噸 價額 4,004元
 昭和2年1月-10月 3,990噸 價額 11,371元

本年の積出數量の月別次の通り(單位噸)。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	10月
650	740	545	755	1,086	35	150	30

耐火粘土の價格は鐵石(35番)3元20仙内外、青石(34番)2元75仙見當とし從來共大差なし、之を青島に輸送するに次の運賃諸掛を要す。

青島埠頭迄運賃(15噸1車に付き)銀43元20仙(銀61元73仙の30%引)

河工損 銀4元32仙(運賃の10%)

臨時加價目 銀8元64仙(運賃の20%)

以上の如く多額に上り之に粘土の原價を加算する時は100元以上となり當地原價の2倍25となる。之を以て原産地たる博山に於ける相場は青島沖迄の約1/2に過ぎざるも諸掛膨脹する爲品質優良たるにも拘らず前記復縣産に押され勝の状況にあり。

取扱商(本邦商のみ) 東華公司 稅務街 田村良吉, 瑞祥公司 四十畝地 西尾勝吉,

八幡製鐵所銑鋼生産高 (單位噸)

	銑 鐵	鋼 塊	鋼 材
昭和2年10月中	56,185	94,801	78,691
" 年 累 計	592,711	876,266	645,271
前 月 比 較	+ 2,141	+ 12,324	+ 13,873